

# 「秋田県自転車条例」 が制定されました

令和3年8月1日施行



©2015秋田県んだッチ

## （秋田県自転車の安全で適正な 利用の促進に関する条例）

自転車の安全で適正な利用の促進のため、次の取組をお願いします。

### 自転車を利用する従業者に対する啓発・指導に努めましょう

- 従業者に対して**自転車の交通ルール等についての啓発・指導**をお願いします。
- 通勤で自転車を利用する従業者に対しては、**自転車損害賠償責任保険等への加入状況の確認と未加入の場合の加入促進**をお願いします。

#### 自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子供はヘルメットを着用

### 交通事故防止対策等に努めましょう

- 事業活動で利用する自転車の側面へ**反射器材を取り付け**ましょう。
- 自転車乗車中の事故による死者の多くは、頭部の損傷が原因となっています。被害軽減のために、**ヘルメット**を着用しましょう。



### 事業活動で利用する自転車の点検・整備に努めましょう

- **乗車前点検**を行いましょう。  
(ブレーキ・ハンドル・ライト・タイヤの空気圧等の状態の確認)
- 定期的に**整備士による点検・整備**を受けましょう。



### 自転車損害賠償責任保険等への加入(令和4年4月1日から義務)

- 事業活動で従業者に自転車を利用させる事業者は、事業活動中の事故に対応できる**施設賠償責任保険等**に加入する必要があります。  
※一般的に、個人で加入している個人賠償責任保険等では、事業活動中の事故は補償対象外となっています。
- 自転車貸付業者は自転車を借りた人の運転ミス等が原因の事故についても補償対象となる保険等に加入する必要があります。



## 自転車損害賠償責任保険等とは

自転車利用中の交通事故により生じた他人の生命又は身体の損害を補償するための保険又は共済のことです。

事業者向け自転車保険等の種類	概要
施設賠償責任保険	事業活動中の事故に備えた保険
T S マーク付帯保険	自転車の車両に付帯した保険

自転車事故の高額賠償事例

**9,521万円**

(平成25年7月4日、神戸地方裁判所)

自転車乗車中の小学生が歩行者と衝突し、歩行者が意識不明となった事故

## 自転車損害賠償責任保険等の加入状況を確認しましょう！

(通勤で自転車を利用する従業者の保険等の加入状況の確認にご活用ください。)

家族のうち1人が加入していれば、家族全員が補償の対象となる場合もありますので、**家族でご確認**ください。

● 自転車損害賠償責任保険等に加入していますか？

はい

わからない

いいえ

● 利用する自転車に「T S マーク」が貼られていますか？  
(点検日から1年以内のものに限ります。)



はい

いいえ

● 自動車保険、火災保険、傷害保険のいずれかに加入していますか？

はい

わからない

いいえ

● 共済、各種団体保険(職場で加入する保険や学校のP T A保険等)のいずれかに加入していますか？

はい

わからない

いいえ

● クレジットカードをお持ちですか？

はい

いいえ

● 自転車損害賠償責任保険等に相当する補償が、基本補償または特約※としてついていますか？

※「特約」の名称は、個人賠償責任補償特約、日常生活賠償特約など、保険会社により異なります。

はい

わからない

いいえ

すでに自転車損害賠償責任保険等に加入しています。

※補償内容が十分であるか確認しましょう。

ご加入の保険会社等にご確認ください。

※相当する補償がない場合は、自転車損害賠償責任保険等への加入が必要です。

自転車損害賠償責任保険等への加入が必要です。

詳しくは県公式ウェブサイト「美の国秋田ネット」をご確認ください。



お問い合わせ

◎秋田県生活環境部県民生活課  
電話 018-860-1523

安全安心まちづくり・交通安全班

この印刷物は32,000部作成し、印刷経費は1部あたり2,772円です。

リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。